

各種様式

各種様式目次

- 様式1 高病原性鳥インフルエンザを疑う疾病の発生届出書
- 様式2 農家立入台帳
- 様式3 農場従事者等行動調査表、発生場所に入入りした人の行動表、家きん及び物品等の移動状況調べ
- 様式4 異常家きん及び死亡家きんの臨床検査等実施状況報告
- 様式5 高病原性鳥インフルエンザの疑い例発生に伴うお知らせ(緊急 FAX)
- 様式6 発生速報(詳細)
- 様式7 家畜伝染病(高病原性鳥インフルエンザ)の発生について
- 様式8 感染症発生届(動物)
- 様式9 高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の発生について(プレスリリース)
- 様式10 高病原性鳥インフルエンザの発生について(プレスリリース)
- 様式11 隔離指示書
- 様式12 畜舎等の消毒に関する指示書
- 様式13 殺処分命令書
- 様式14 患畜又は疑似患畜の死体の焼却(埋却)の指示書
- 様式15 汚染物品の埋却等に関する指示書
- 様式16 高病原性鳥インフルエンザ現地対策本部設置の通知
- 様式17 疫学調査表(報告書)
- 様式18 家畜の移動制限
- 様式19 家きん卵出荷(移動)指示書
- 様式20 家きん卵出荷計画表
- 様式21 卵を直売所で販売する時の注意点
- 様式22 洗卵・消毒工程確認済み書
- 様式23 家きん出荷(移動)指示書
- 様式24 家きん出荷計画表
- 様式25 評価簿、評価同意書
- 様式26 評価書、汚染物品評価書
- 様式27 道路使用許可申請書、道路一時使用許可申請書、通行止(制限)申請書
- 様式28 運搬車輛運行計画書
- 様式29 消毒ポイントでの留意点、消毒ポイントの活動、消毒ポイント具体的手順・注意事項
- 様式30 消毒済証
- 様式31 消毒ポイント通過記録表
- 様式32 消毒ポイント作業記録
- 様式33 高病原性鳥インフルエンザ防疫のための家きん飼養者及び住民への放送用原稿
- 様式34 広報車原稿
- 様式35 鳥インフルエンザについて地域住民の皆様へ
- 様式36 移動制限区域の変更について
- 様式37 市で発生した高病原性鳥インフルエンザに伴う補償について

高病原性鳥インフルエンザを疑う疾病の発生届出書

家畜保健衛生所

- 1 届出受理年月日 _____年 _____月 _____日 受理時間 _____時 _____分
- 2 届出者住所 _____ 電話 _____
氏名 _____ 職業 _____
- 3 発生農家の住所 _____ 電話 _____
氏名(農場名) _____
- 4 飼養状況
種類：採卵用鶏 採卵用種鶏 肉用鶏 肉用種鶏 その他()
羽数： _____羽
鶏舎構造：開放 無窓 その他()
飼育形態：ケージ 平飼い その他()

5 臨床症状・病歴

異常家きん	種類：	週齢：	羽数： (うち死亡羽数： _____羽)
死亡家きん	種類：	週齢：	羽数：

6 既にとった応急措置：

7 その他の関連事項

8 届出者(畜種)への指示事項

9 届出受理者氏名

10 措置

- 1) 通報時間
- 2) 現地調査

農家立入台帳

立入年月日	平成 年 月 日			実施者			
農場名				住所			
代表者名				所在地			
TEL			FAX			携帯	
E-mail						従事者数	名
飼養形態	採卵鶏()		肉用鶏()		種鶏()		
飼養羽数	成鶏()			育成()			
飼養区分	日齢 or えつけ	飼養羽数	鶏舎	構造	収容方法	死亡羽数	
異常家きん	えつけ日		日齢		品種		鶏舎
	導入日		導入元		現在羽数		
	ワクチン接種歴						
	発生状況: いつから どのような						
	臨床症状						
これまでにとった措置							

(様式 2 裏面)

採取材料		気管スワブ(死亡鶏については生材料)	検体			
		クロアカスワブ	検体			
		血清(異常鶏から採血)	検体			
		死亡鶏	検体			
		異常鶏	検体			
		健康鶏	検体			
農場見取り図(事前に鶏舎配置図を持って行って加筆修正)						
道路幅員・給水・電気(100V / 200V)・照明等を確認すること 周辺の状況(川、池、田畑等)						
鶏糞の処 理状況	処理方法	天日乾燥	ハウス乾燥	焼却	発酵	無処理
	処理・堆積場所					

(様式 3-1)

農場従事者等行動調査表

年 月 日
家畜防疫員

氏名	日時	場所	接触した人 又は物体	追跡調査 必要の有無	備考

(様式 3-2)

発生場所に入入りした人の行動表

年 月 日
家畜防疫員

氏名 職種	目的・用務	家きん飼養 の有無	その後の行動	追跡調査 必要の有無	備考

*対象者：獣医師、飼料関係者、薬品等資材関係者、家きん及び家きん卵出荷関係者、堆肥出荷関係者、養鶏関係者、その他（郵便配達等）

(様式 3-3)

家きん及び物品等の移動状況調べ

年 月 日
家畜防疫員

日時	家きん 及び 物品等	羽数 数量	移出入先		運搬の方法	追跡調査 の有無	備考
			氏名	場所			

異常家きん及び死亡家きんの臨床検査等実施状況報告

都道府県：

家畜保健衛生所：

担当：

平成 年 月 日

1 通報受理年月日 平成 年 月 日

2 通報者

氏名：

住所：

3 家きんの飼養場所等

所有者（管理者）氏名：

住所：

飼養状況：

種類：採卵用鶏、採卵用種鶏、肉用鶏、肉用種鶏、その他（ ）

羽数： 羽

鶏舎構造：開放、無窓、その他（ ）

飼育形態：ケージ、平飼い、その他（ ）

4 症状の経過

5 通報事項

異常家きん	種類：	週齢：	羽数： （うち死亡羽数：
死亡家きん	種類：	週齢：	羽数：

6 採材日及び検査材料

採材日：平成 年 月 日

採剤検査材料：気管スワブ、クロアカスワブ、血清、その他（ ）

7 家畜保健衛生所における検査所見

(1) 血清抗体検査

検査日：平成 年 月 日

結果：

(2) ウイルス分離検査

検査日：平成 年 月 日

結果：

8 備考

緊急 F A X 連絡

平成 年 月 日

あて先： _____ 市・町 鶏飼養者各位
発信者： 家畜保健衛生所長 電話： 0 8 9 - - - F A X： 0 8 9 - - -

高病原性鳥インフルエンザの疑い例発生に伴う 移動制限区域内農場へのお知らせ

町で高病原性鳥インフルエンザの疑い例が発生しました。

本病決定の場合には、まん延を防止するため、発生農場から半径約 10 km 区域において家きん・家きん卵・鶏ふんの移動等が制限されることとなります。貴農場はこの移動制限区域内に所在することから制限の対象となる予定ですので、取り急ぎお知らせします。

ただし、愛媛県では移動制限区域内周辺農場の家きん卵は、速やかに流通させることを第一に考えており、そのため家きん卵出荷監視検査（鳥インフルエンザ検査）を早急を実施することとしております。つきましては、貴農場に本日午後 : 頃お伺いいたしますのでご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

なお、決定時には移動制限区域に消毒ポイントが設置されることも併せてお知らせします。（消毒ポイントは裏面参照）

）家きん卵出荷監視検査；
 鶏の気管・クロアカスワブを採材し、遺伝子検出検査（PCR検査）を行います。陰性であれば家きん卵の流通が可能となります。

.....

制限内容

家きんの移動禁止
 制限対象：鶏、あひる（合鴨を含む）、うずら、七面鳥、きじ、だちょう、ほろほろ鳥

病原体を広げるおそれのある物品の移動禁止
 制限対象：家きんの卵・排せつ物、飼養管理器材、飼料等

ふ卵業務の停止

制限期間 本病決定日から当分の間

.....

注）制限は、一定の条件のもとで部分的に解除されることがあります。

制限期間中は、次の点に留意して適切な衛生管理に努めてください。

- 1 飼養家きんの観察強化（異常があれば直ちに家畜保健衛生所に連絡）
- 2 農場への関係者以外の立入禁止
- 3 農場関係者の出入り時や農場内の車輛・器材等の十分な消毒
- 4 施設内への野鳥侵入防止策の再点検・修繕
- 5 死亡羽数・産卵率・農場来訪者（人・車両）等を詳細に記録

なお、家畜保健衛生所が実施する疫学調査や清浄性の確認のための検査等にもご協力ください。

(様式 5-1 裏面)

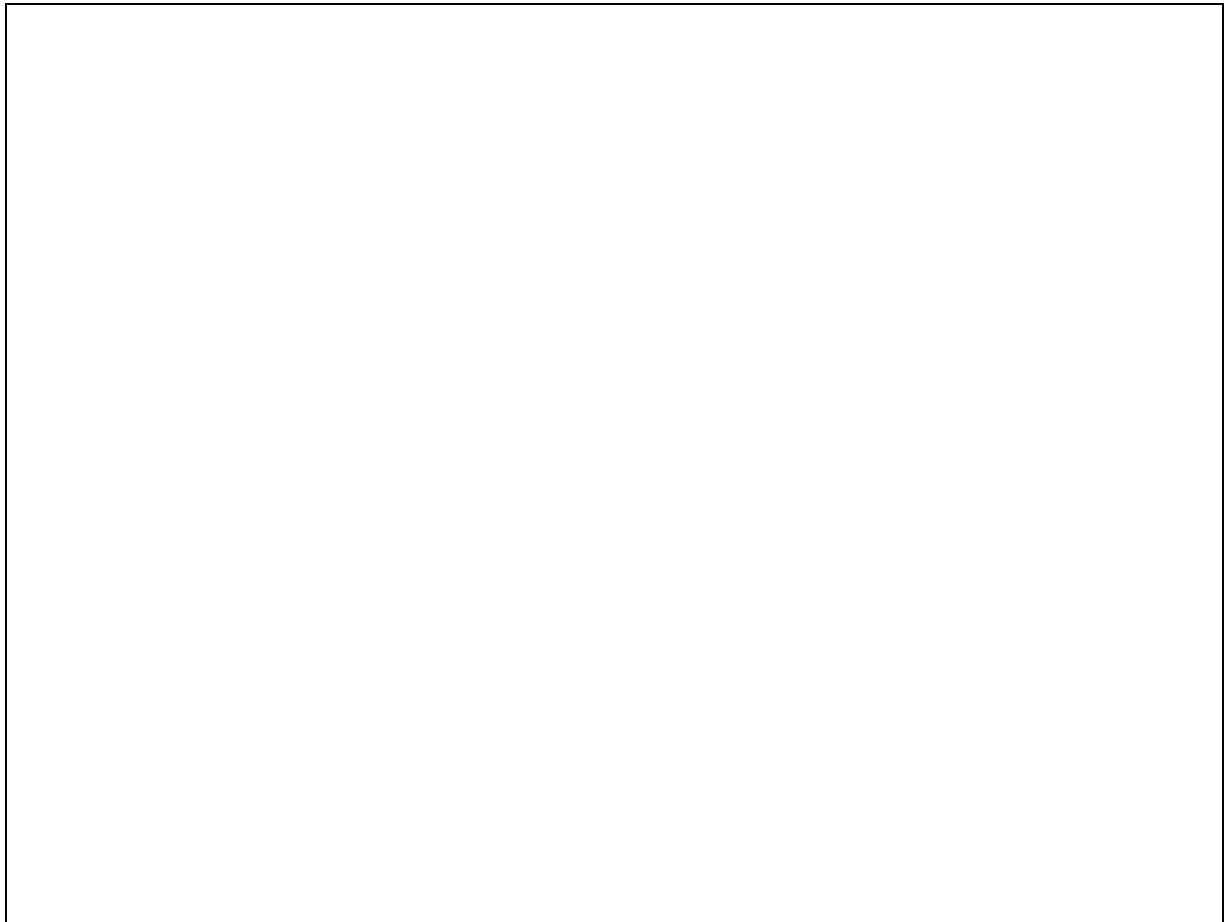
高病原性鳥インフルエンザが決定された場合の移動制限区域における消毒ポイント

(発生農場から半径約10km範囲内)

場所

消毒ポイント No. 1	
消毒ポイント No. 2	
消毒ポイント No. 3	
消毒ポイント No. 4	
消毒ポイント No. 5	

地図



緊急 FAX連絡

平成 年 月 日

あて先： _____ 市・町 鶏飼養者の関係機関各位

発信者： 家畜保健衛生所長

電話： 0 8 9 - -

F A X : 0 8 9 - -

高病原性鳥インフルエンザの疑い例発生に伴う 移動制限区域のお知らせ

町で高病原性鳥インフルエンザの疑い例が発生しました。

最終的に本病が決定された場合には、まん延を防止するため、発生農場から半径約10km区域において家きんの移動等が制限されることとなります。この移動制限区域内を移動される貴機関の運搬車両等も、制限の対象となりますので、取り急ぎお知らせします。

なお、決定時には移動制限区域に消毒ポイントが設置されることも併せてお知らせします。(消毒ポイントは裏面参照)

制限内容

家きんの移動禁止

制限対象：鶏、あひる(合鴨を含む)、うずら、七面鳥、きじ、だちょう、ほろほろ鳥

病原体を広げるおそれのある物品の移動禁止

制限対象：家きんの卵・排せつ物、飼養管理器材、飼料等

ふ卵業務の停止

制限期間 本病決定日から当分の間

制限は、一定の条件のもとで部分的に解除されることがあります。

(裏面)

様式5-1の裏面を利用すること

緊急 FAX連絡

平成 年 月 日

あて先： _____ 市・町 鶏飼養者各位

発信者： 家畜保健衛生所長

電話：089 - - FAX：089 - -

**高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う
移動制限区域外農場へのお知らせ**

町で高病原性鳥インフルエンザの疑い例が発生しました。
最終的に本病が決定された場合には、まん延を防止するため、発生農場から半径約10km区域において家きん・家きん卵・鶏ふんの移動等が制限されることとなります。

しかし、貴農場は、この移動制限区域外に所在することから制限の対象とはなりませんので、取り急ぎお知らせします。

ただし、制限期間中は、許可がなければ区域内への家きんや卵の搬入はできません。(制限期間は、本病発生日時から当分の間)

なお、決定時には移動制限区域に消毒ポイントが設置されることも併せてお知らせします。(消毒ポイントは裏面参照)

制限期間中は、次の点に留意して適切な衛生管理に努めてください。

- 1 飼養家きんの観察強化し、異常があれば直ちに家畜保健衛生所に連絡してください。
- 2 農場への関係者以外の立入は禁止してください。
- 3 農場に出入りする関係者や車両・器材等にたいして、十分な消毒を行ってください。
- 4 野鳥の施設内への侵入防止策を再点検してください。
- 5 万が一の発生に備え、死亡羽数・産卵率・農場来訪者(人・車両)などについて詳しく記録しておいてください。

(裏面)

様式5-1の裏面を利用すること

(様式 6)

発生速報(詳細)

平成 年 月 日

病名	高病原性鳥インフルエンザ発生				家畜の種類					
発生場所	愛媛県				氏名					
病性決定月日	平成 年 月 日				家畜保健衛生所名					
飼養状況			発生頭数		転帰内訳				ワクチン 接種 状況	
飼養 区分	日齢	体重	羽数	患畜	疑似 患畜	死亡	鑑定殺	命令殺		自衛殺
	日齢									
	日齢									
	日齢									
	日齢									
	日齢									
	合計									
発生経過及び 病性決定経過										
臨床症状 剖検所見・その 他の検査成績										
移動制限地域										
防疫措置(措置 予定も含む)							戸数		羽数	
発生家畜の処 分方法焼却・埋 却場所										
疫学的考察 感染経路等										
備考										

(様式 7)

第 号
平成 年 月 日

農林水産部長 様

家畜保健衛生所長
(公 印 省 略)

家畜伝染病 (高病原性鳥インフルエンザ) の発生について

このことについて、高病原性鳥インフルエンザが発生したので、家畜伝染病予防法第13条及び家畜伝染病予防法施行規則第22条の規定に基づき報告します。

記

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所
- 2 所有者の氏名又は名称及び住所
- 3 家畜伝染病の種類
- 4 家畜の種類、性、日齢、患畜・疑似患畜の区分

家畜の種類	性別	日齢	患畜羽数	疑似患畜羽数
		日	羽	羽
		日	羽	羽
		日	羽	羽

- 5 患畜もしくは疑似患畜またはこれらの死体の所在の場所
- 6 発見の年月日及び発見時の状態
- 7 発病の推定年月日
- 8 その他参考となるべき事項

感染症発生届(動物)

愛媛県知事 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第13条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日(平成 年 月 日)

獣医師の氏名 _____ 印

診療に従事する施設の名称 _____

上記施設の所在地・電話番号 _____ 電話(_____)

1 動物(死体)の所有者の氏名:				
2 動物(死体)の所有者の住所:		電話(_____)		
3 動物(死体)の所在地:				
4 動物が出生し、若しくは捕獲された場所又は飼育され、若しくは生息していた場所				
5 感染症の 名称及び 動物の種 類 (該当する 番号を囲 むこと)	エボラ出血熱のサル (サルの種類 _____)	8 動物の症状及び転帰		
	マールブルグ病のサル (サルの種類 _____)			
ベストのプレーリードッグ (プレーリードッグの種類 _____)	9 初診年月日 平成 年 月 日			
重症急性呼吸器症候群の イタチ、タヌキ、ハクビシン	10 検診(検案)年月日 平成 年 月 日			
細菌性赤痢のサル (サルの種類 _____)	11 死亡年月日 平成 年 月 日			
ウエストナイル熱の鳥類 (鳥の種類 _____)	12 推定される感染時期・感染原因			
エキニコックス症の犬 (犬の種類 _____)	・推定される感染時期 平成 年 月 日 注意義務をもっても特定できず			
結核のサル (サルの種類 _____)	・感染原因 (_____) 注意義務をもっても特定できず 実験感染			
鳥インフルエンザ(H5N1)の鳥類 (鳥の種類 _____)	13 同様の症状を有する他の動物(死体)の有無			
6 診断 方法	病原体検査(検体 _____) (方法 _____) (型 _____)			あり(_____) 群の感染の場合その規模(_____) ない
清学的検査(検体 _____) (方法 _____) (型 _____)	7 獣医師が感染症の発生の予防及びまん延の 防止のために必要と認める事項			14 人と当該感染動物との接触状況
その他(_____)	あり(_____) ない			

* 1及び2欄は、所有者以外の者が管理する場合においてはその者、又は動物の所有者がない又は明らかでない場合においては占有者の氏名及び住所、所有者又は占有者が法人の場合は、その名称代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること

プレスリリース
(例)

年 月 日
愛媛県農林水産部

高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の発生について

高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の発生について、その概要をお知らせします。

1 事例の概要

所在地：
飼養状況：

2 これまでの経緯

平成 年 月 日午前 時頃、当該農場から 家畜保健衛生所に高病原性鳥インフルエンザの発生が疑われる事例(月 日に 羽の死亡を確認)の連絡があり、 家畜保健衛生所において簡易検査を実施したところ 羽中 羽が陽性となり、現在、家畜病性鑑定所においてウイルス分離等の病性鑑定を実施しているところです。

3 今後の対応

(1) 緊急の措置として病性鑑定が終了するまでの間、以下の対応を実施することといたしました。

当該農場の飼養鶏の隔離

周辺農場に対する移動自粛の要請

当該農場周辺の飼養農場の状況等についての早急な把握

(2) 高病原性鳥インフルエンザと確認された場合には、飼養家きんの殺処分、発生場所の消毒、周辺農場における法的な移動制限等、必要な防疫措置をとることとしています。

移動の制限：鶏等の家きん、病原体を拡げるおそれのある物品等を対象とし、当面、発生農場を中心とした半径10km以内の区域で実施

こうした措置は、他の養鶏農場に本病が拡がることを防止するためのものです。

【報道機関へのお願い】

高病原性鳥インフルエンザは、現場で取材される際などに、靴底や車両からウイルスが拡散する懸念があります。また、取材ヘリ等に起因する地元住民の皆様からの苦情や、防疫作業への影響が懸念されます。このため、発生農場はもとより、その周辺の農場における取材については、厳に慎むようお願いいたします。

今後とも、本病に関する情報の提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより、混乱することがないように、ご協力をお願いします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

問い合わせ先
農林水産部畜産課
電話番号：
担当者：

プレスリリース
(例)

年 月 日 時
愛媛県農林水産部

高病原性鳥インフルエンザの発生について

- 1 発生場所
愛媛県 市 の採卵鶏（ブロイラーほか）農家（飼養羽数 羽）
- 2 経緯
 - (1) 月 日、 から である旨、 家畜保健衛生所に届出。
 - (2) 同日、 家畜保健衛生所の家畜防疫員が現地調査を実施し、臨床症状から高病原性鳥インフルエンザを疑い検査材料を採取。
 - (3) 検査の結果、血球凝集性のウイルスを分離し、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所でH5亜型のウイルスと確認されたので、高病原性鳥インフルエンザと決定した。
- 3 防疫対応等
家畜伝染病予防法及び防疫指針に基づき、
 - (1) 発生農場においては 及び 等を実施。
 - (2) 発生農場の周囲半径10km移動制限区域として、清浄性が確認されるまで家きん等の移動禁止、食鳥処理場、GPセンター、ふ卵場の閉鎖を実施。
 - (3) 周辺農場及び関連農場の立入検査を実施。
 - (4) 現地地方局、県庁内にそれぞれ高病原性鳥インフルエンザ対策本部を設置。

【報道機関へのお願い】

現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むようお願いします。

今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

国内で鳥インフルエンザが発生したからといって、直ちに家庭等で飼育している小鳥等が感染するということはありません。

問い合わせ先
農林水産部畜産課
電話番号：
担当者：

市 町
× × 様

隔離指示書

平成 年 月 日、次の鶏群のうち 羽を高病原性鳥インフルエンザ患畜、同一飼養管理下にある農場内の全鶏群を同疑似患畜に決定したので、家畜伝染病予防法第14条の規定により速やかに当該鶏群を隔離するとともに野生動物等の侵入防止措置をお願いします。

また、農場全ての鶏卵、飼料、鶏糞については汚染物品として埋却等を検討しており、現状のまま移動等を行わず、現地家畜防疫員の指示に従って下さい。

鶏舎及び農場内の器具・車両等は消毒するとともに、農場への立ち入りを原則禁止としますが、やむを得ず出入りの必要な場合は家畜防疫員と協議のうえ、必要な対策を講じて下さい。

記

1. 家畜の所在する場所
2. 家畜の隔離場所
3. 家畜の種類及び頭羽数
4. 患畜発生鶏舎：
5. 餌付月日：平成 年 月 日

平成 年 月 日

愛媛県 家畜保健衛生所
家畜防疫員氏名 印

隔離に当たって次の事項を遵守すること

- 1 家畜の出し入れは家畜防疫員が許可する場合を除き、これを行ってはならない。
- 2 飼料、敷料、家畜管理用具等病原体に汚染したおそれのあるものを持ち出してはならない。
- 3 家畜の管理者及び家畜防疫員、家畜防疫員が許可した者以外の者は畜舎に立入ってはならない。
- 4 家畜の生産物は、家畜防疫員が許可する場合を除いて、持ち出してはならない。
- 5 畜舎の出入り口は1カ所のみとし、消毒槽を設けること。
- 6 管理者が外出する場合には身辺を消毒すること。

備考

この指示に違反した場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

(注) 指示書は正副3部作成し、それぞれに被指示者の捺印をとり、正を被指示者に、副を所轄家畜保健衛生所長に送付する。

畜舎等の消毒に関する指示書

平成 年 月 日

×× 様

愛媛県 家畜保健衛生所
家畜防疫員氏名 印

あなたが所有する下記の家畜は、高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜と診断されたので、家畜伝染病予防法第25条第1項の規定により、患畜、疑似患畜又はこれらの死体の所在した畜舎等の施設は、家畜防疫員の指示に従い、消毒することを指示する。

記

家畜の所在する場所：

家畜の種類及び頭数： 鶏、 羽

備考

- この指示については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申し立てをすることはできません。
- この指示に違反した場合は、30万円以下の罰金に処せられます。

（注）指示書は正副3部作成し、それぞれに被指示者の捺印をとり、正を被指示者に、副を所轄家畜保健衛生所長に送付する。

殺 処 分 命 令 書

住所

所有者

氏名

平成 年 月 日高病原性鳥インフルエンザの患畜(疑似患畜)と決定したので、家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号)第 17 条の規定によりこの命令書の受領の日から 日以内に殺すことを命ずる。

平成 年 月 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

家 畜 の 所 在 場 所	
家 畜 の 種 類	
頭 数 又 は 個 体 番 号 (名 号)	
患畜又は疑似患畜の区分	
と 殺 を 行 う 場 所	
と 殺 方 法	
備 考	

患畜又は疑似患畜の死体の焼却（埋却）の指示書

平成 年 月 日

×× 様

愛媛県 家畜保健衛生所
家畜防疫員氏名 印

あなたが所有する下記の家畜は、高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜と診断されたので、家畜伝染病予防法第21条第1項の規定により、家畜防疫員の指示に従い、当該死体を焼却（埋却）することを指示する。

記

家畜の所在する場所：

家畜の種類及び頭数： 鶏 羽
(疑似患畜 羽、死亡鶏 羽)

備考

- 1 この指示については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申し立てをすることはできません。
- 2 この指示に違反した場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

（注）指示書は正副3部作成し、それぞれに被指示者の捺印をとり、正を被指示者に、副を所轄家畜保健衛生所長に送付する。

汚染物品の埋却等に関する指示書

平成 年 月 日

× × 様

愛媛県 家畜保健衛生所
家畜防疫員氏名 印

貴所有（管理）の下記の物品は、高病原性鳥インフルエンザの病原体に汚染し、又は汚染したおそれがあると認められるので、家畜伝染病予防法第23条第1項の規定に基づき下記のとおり適切に措置してください。

また、措置に際しては、家畜防疫員の指示に従ってください。

記

1 措置の対象農場

飼養者氏名

飼養者住所

鶏舎所在地

2 物品の措置

対象物品の内訳及び措置の方法は下記のとおりとします。

物品No.	品目	数量	所在場所	措置方法	備考
1					
2					
3					

* 「措置の方法」欄には、埋却・焼却・消毒の別を記入する。

備考

1 この指示については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申し立てをすることはできません。

2 この指示に違反した場合は、30万円以下の罰金に処せられます。

（注）指示書は正副3部作成し、それぞれに被指示者の捺印をとり、正を被指示者に、副を所轄家畜保健衛生所長に送付する。

高病原性鳥インフルエンザ現地対策本部設置の通知

(文例)

家きんの伝染病で最も恐れられている高病原性鳥インフルエンザが発生し、県では下記のとおり高病原性鳥インフルエンザ現地対策本部を設けました。

畜産農家や関係者の方々は、次のことに注意して下さい。

- 1 突然の死亡、呼吸器症状、顔面・肉冠若しくは脚部の浮腫又は出血やチアノーゼ、飼料を食べず、飲水量も減るような症状の鶏、あひる、ウズラ、七面鳥、きじ、だちょう、ほろほろ鳥はこの病気にかかっているおそれがありますので、直ちに高病原性鳥インフルエンザ現地対策本部に通報して下さい。
- 2 発生地周辺は、法律に基づき家畜の移動などが制限されています。主な制限内容と対象地域は次のとおりです。

移動制限区域

家きん及び家きん卵の移動禁止

敷料、糞尿等汚染したおそれのある物の移動禁止

食鳥処理場、GPセンターの閉鎖

ふ卵業務の停止

市、町……

- 3 農場への不要な人、車の出入りは避け、農場の入出退場時には、靴、衣服、車の消毒を励行して下さい。なお、以下の地点に共同車両消毒施設を設置し、関係車両の消毒を行っています。

町国道 号線 、 ……

この病気は伝染力が強いので、早く届けて処置をしないと恐れぬ地域まで広がる可能性があります。

不明な点があれば下記に問い合わせして下さい。

高病原性鳥インフルエンザ現地対策本部

電話：

愛媛県高病原性鳥インフルエンザ対策本部

農林水産部畜産課内 電話：

夜間連絡も上記で受け付けます。

疫学調査表（報告書）

愛媛県 家畜保健衛生所
家畜防疫員

- 1 検査月日時 _____ 年 月 日 時 _____
- 2 所有者住所 _____
(鶏舎の所在地) _____
氏名 _____
- 3 調査の理由 (発生 No. _____ に関連した) _____

4 調査羽数

	飼養羽数	異常の有無		備 考
		外貌	群の死亡率等	
成 鶏				
雛				
卵				
その他の家きん				
その他の物品				
計				

- 5 調査所見 _____

- 6 講じた措置 (隔離の指示等) _____

- 7 その他 (鶏舎の位置、構造) _____

家 畜 の 移 動 制 限

第 号
年 月 日

様

愛媛県 家畜保健衛生所長 印

貴農場の家畜の所在する場所は、現在、同法第32条の規定による移動制限区域となりましたので、当該家畜を含め、引き続き家畜並びにその死体並びに本病の病原体を広げるおそれがある物品について、解除されるまでの間の移動制限の遵守をお願いします。

記

法第32条第1項の規定による移動の制限

所 在 住 所	鶏舎番号	種 類	羽 数	備 考

制限し、解除する家畜は全て記載すること

家きん卵出荷（移動）指示書

平成 年 月 日

家畜防疫員 所属 愛媛県 家畜保健衛生所

氏名

印

次のとおり移動を指示します。なお、移動に際しては、裏面の事項を遵守願います。

家きんの種類	移動理由	所有者又は管理者の住所氏名	移動許可願人の住所氏名
鶏	家きん卵出荷監視検査により陰性が確認され、当該農場の家きん卵を に出荷するため。		

- 1 移動年月日：平成 年 月 日より移動制限期間が終了するまでの間
(ただし、今後の状況に応じて、移動の指示を取り消すことがある。)
- 2 経路：農場名 ~ ~ 国道 号 ~ 県道 号 ~ GP名
(消毒ポイント)
- 3 移動先に関する事項
施設の住所及び名称：

(別記様式・裏面)

家きん卵移動に当たって留意すべき事項

- 1 家きん卵を運搬する車両は原則として幌付車両を用い、これができない場合は不透水性のシートで覆うこと。
- 2 農場等を出る際には車両の消毒を行うこと。
- 3 運搬経路は、移動指示書に記載されたとおりとし、経路中の消毒ポイントにおいて消毒を実施し、輸送先のGPセンターへの直接搬入のみとすること。
- 4 家きん卵を降ろした後は、荷台を含め確実に車両の消毒を行うこと。

家きん卵出荷計画表

家きん卵を出荷する前に、本計画表を 家畜保健衛生所にFAXして下さい。

TEL:() -

FAX:() -

農場名:

出荷月日	行き先(GP センター等施設名)	出荷数量	単位	農場出発時間	到着予定時間	出荷前日の死亡羽数	備考
/				:	:		
/				:	:		
/				:	:		
/				:	:		
/				:	:		

注) 移動経路を示す地図を添付のこと

卵を直売所で販売する時の注意点

卵を青空市場に持って行く場合は、以下について守って下さい。

- 1 卵を一時保管する時の注意点
 - 1) 鶏舎とは、明確に区分された場所で保管すること
 - 2) 害虫(ゴキブリ、ハエ等)が発生しないように定期的に清掃すること

- 2 卵を販売するにあたっての注意点
 - 1) 卵の表面を消毒すること
 - 2) 卵が露出しない状態(卵をシートで覆う、蓋付のコンテナに入れる等)で運搬すること
 - 3) 車で持って行く場合は、車のタイヤを消毒すること
 - 4) 鶏等の世話をした洋服を着替えて行くこと
 - 5) 直売所に卵を降ろした後は、卵を運搬したコンテナ等を消毒すること
 - 6) _____以外に、卵を販売しないこと

- 3 消毒方法
 - 1) 卵の消毒

卵の表面を次亜塩素酸ナトリウム溶剤(商品名:キッチンハイター等)を150ppmで洗浄する。

【方 法】

 - ・キッチンハイターキャップ 1/2杯(12.5mL)を水4Lで薄めて、卵の表面にスプレーする
 - ・キッチンハイターキャップ 1/2杯(12.5mL)を水4Lで薄めてた消毒薬に浸した布で卵の表面を拭く

 - 2) 車や器具の消毒

【方 法】

 - ・卵の消毒と同じ消毒薬を、スプレーする
 - ・逆性石けん(商品名:オスバン等、薬局で販売)を500~1000倍の水で薄めてスプレーする

洗卵・消毒工程確認済み書

1 飼養者住所氏名

住所

氏名

2 確認年月日

年 月 日

搬出制限区域内の家きん飼養農場における出荷家きん卵の洗卵・消毒工程について、適切に処理されていることを確認しました。

年 月 日
愛媛県 家畜保健衛生所長

家きん出荷(移動)指示書

年 月 日

家畜防疫員 所属
氏名

印

次のとおり出荷(移動)を指示します。なお、出荷(移動)に際しては、裏面の事項を遵守願います。

家きんの種類	移動理由	所有者又は 管理者の住所氏名	移動許可願人 の住所氏名

- 1 移動年月日：平成 年 月 日より移動制限期間が終了するまでの間
(ただし、今後の状況に応じて、移動の指示を取り消すことがある。)
- 2 経路：農場名 ~ ~ 国道 号 ~ 県道 号 ~ GP名
(消毒ポイント)
- 3 食鳥処理場(移動)に関する事項
食鳥処理場(移動先)の住所及び名称

(裏面)

家きん出荷(移動)に当たって留意すべき事項

- (1) 家きんを運搬する車両は、羽毛飛散防止措置を行うこと。
- (2) 家きん飼養農場から出る際は、車両の消毒を行うこと。
- (3) 運搬経路は、出荷指示書に記載されたとおりとし、経路中の消毒ポイントにおいて消毒を実施し、移動先へ直接搬出すること。

家きん出荷計画表

家きんを出荷する前に、本計画表を 家畜保健衛生所にFAXして下さい。

TEL:() -

FAX:() -

農場名:

出荷月日	行き先(食鳥処理場等施設名)	出荷数量	単位	農場出発時間	到着予定時間	出荷前日の死亡羽数	備考
/				:	:		
/				:	:		
/				:	:		
/				:	:		
/				:	:		

注) 移動経路を示す地図を添付のこと

(様式 25-1)

評 価 簿 (家 畜)

畜種氏名 _____

評価者氏名 _____

評価 番号	鶏群 番号	羽 数	品 種	月(日)齡	用 途	標準価格	評 価 額	摘 要

(様式 25-2)

評 価 簿 (物 品)

畜種氏名 _____

評価者氏名 _____

評価番号	物 品 名	数 量	購入金額	評価基準額	評 価 額	摘 要

(様式 25-3)

評 価 同 意 書 (例)

評価番号	畜 種 (物品名)	頭 数 (数 量)	評 価 額	手 当 額	摘 要

上記のとおり評価について同意します。

年 月 日

地方局高病原性鳥インフルエンザ

現地対策本部長 様

所有者 住所
氏名

評 価 書

愛媛県知事 様

年 月 日

評価人住所氏名(甲) 印
" (乙) 印
" (丙) 印

下記のとおり家畜伝染病予防法第58条第4項に基づき評価しました。
記

所有者住所
氏 名 印

評価 番号	患畜疑 似の別	種類	品種	性別	年齢	名号	用役	毛色	体重	特徴	評価額	手当金額	備考
計						羽数							

(様式 26 - 2)

汚染物品評価書

年 月 日

愛媛県知事 様

評価人住所氏名(甲) 印
" (乙) 印
" (丙) 印

下記のとおり家畜伝染病予防法第58条第4項に基づき評価しました。
記

所有者住所
氏 名 印

鶏舎番号	物 品 名	数 量	購入単価	購入金額	評価額	所 有 者 住 所 氏 名	摘 要
計							

別記様式第六号 (第十条関係)

県収入
証紙

<h2 style="margin: 0;">道路使用許可申請書</h2> <p style="margin: 0; text-align: right;">年 月 日</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">警察署長 様</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">住所</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">申請者</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">氏 名 印</p>	
---	--

道路使用の目的			
場所又は区間			
期 間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
方法又は形態			
添付書類			
現 場 責 任 者	住 所		
	氏 名	電 話	

<p style="margin: 0;">第 号</p> <h2 style="margin: 0;">道路使用許可証</h2> <p style="margin: 0;">上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">条 件</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">警察署長 印</p>		条 件	
条 件			

- 備考
- 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 3 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。
 - 4 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
 - 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(様式 27-2)
平成 年 月 日

道路一時使用許可申請書

国土交通省 河川国道事務所
国道維持出張所長 様

申請者
住 所
氏 名
担当者
連絡先 TEL () 印

下記により道路を使用したいので、許可下さるよう申請します。

路線名	一般国道 号 K (上下)
場 所	(車道・歩道・その他)
期 間	自：平成 年 月 日 時より (内 時間) 至：平成 年 月 日 時まで (内 時間)
理 由	
内 容	
工事責任者	TEL ()
添付書類	別紙のとおり

<p>道路一時使用許可申請書 国四整 (西)道占第 号 平成 年 月 日</p> <p>上記申請について、別紙条件を付して許可する。</p> <p>河川国道事務所 国道維持出張所長</p>
--

申請書及び添付書は2部提出すること

(別紙条件書)

条 件 書

- 1 . 本許可とは別に所轄警察署から道路交通法第 77 条の許可をとること。
- 2 . 工事現場には本許可書を携帯すること。
- 3 . 工事（作業）施工にあたっては、標識類の設置、防護施設の設置等により交通の危険防止に万全を期すこと。
- 4 . 交通の安全を十分考慮し、特に歩行者交通に支障をきたさないように注意すること。
- 5 . 通行車両、自転車、歩行者等に対し、指示誘導のため交通整理人を配置すること。
- 6 . 道路上（歩道を含む）に工事資材を放置しないこと。
- 7 . 当該工事（作業）により第三者に損害を与えた場合、あるいは、紛議が生じた場合は、申請者の責任において解決すること。
- 8 . 道路及び道路付属物に損傷を与えないこと。万一損傷を与えた場合は、出張所に連絡し指示を受け原形に復旧すること
- 9 . 工事着手時及び工事完了後には、出張所に連絡すること。
- 10 . その他

(様式 27-3)

通行止(制限)申請書

平成 年 月 日

市長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話

路 線 名	市 道 線
制 限 区 間	市 市 番地先から 番地先まで
制 限 期 間	平成 年 月 日 時から 平成 年 月 日 時まで 日間
通行制限程度	(全面・片側・大型車・車両・) 通行止め 通行可能(人・単車・) 夜間解除(あり・なし)・迂回路(あり・なし) 通行時間帯 時 分から 時 分
通行制限理由	
工事施行業者 (連絡先)	住 所 会社名 担当者 電 話
そ の 他	
添 付 書 類	位置図・工事工程表・迂回路図(標識設置含む)・道路使用許可証(写) 市消防署及び市生活環境課へ届け出る事

運搬車両運行計画書

1 業者名

2 連絡先

3 運転者氏名

4 車両(ナンバープレート)番号

5 運行年月日 平成 年 月 日

6 運搬(積載) 飼料 ・ 家きん卵 ・ 家きん ・ その他()

7 運行経路

消毒ポイント	時間
通過する消毒場所の番号を記載してください。	余裕を持って記入してください。

8 飼料・家きん卵・家きん搬出入農場

運搬の順番	住所	農場名	搬出入別
			搬入 ・ 搬出
			搬入 ・ 搬出
			搬入 ・ 搬出
			搬入 ・ 搬出

消毒ポイントでの留意点

- 1 マニュアル「消毒ポイントの活動」に必ず目を通す。
- 2 所属ポイントの携帯電話を管理する。
- 3 予備の電動噴霧器を使用可能な状態にしておく。
- 4 夜間は凍結防止処置を施す。
ホース、噴出口等をヒーターで加温。
湯たんぽ（ストーブの湯を利用）を消毒液タンクに入れる。
配布のシート、毛布で保温する。
- 5 住民の方からの問い合わせ等には、親切丁寧な対応に努める。
- 6 交代者に対し正確な引継を行い、一貫した作業が滞りなく実施できるよう努める。

消毒ポイントの活動

1 実施場所

- 消毒ポイント 1
- 消毒ポイント 2
- 消毒ポイント 3

2 消毒薬方法

(1) 消毒薬の作り方

消毒薬 (逆性石けん) 1000倍溶液

水 : 100 L + 消毒薬 (逆性石けん) : 100 ml

(2) タンクの消毒薬量が半分に減少したら、補充する。

3 対象車両の引き込み

(1) 対象車両

- ・ 畜産車両 : 飼料運搬車、畜産物 (卵、家畜、畜産資材) 運搬車で移動制限区域内を移動する車両

(2) 消毒場所へ誘導、停止

4 消毒薬の散布

(1) 霧の粒子の調整

動力噴霧器を始動

噴出液が噴霧状になるように調整し、車体に噴霧する。

(2) 消毒部位

車体全体 タイヤとその周辺 その他

5 証明書の交付

- ・ 消毒終了後、車両消毒済証を発行する。

6 消毒の記録と報告

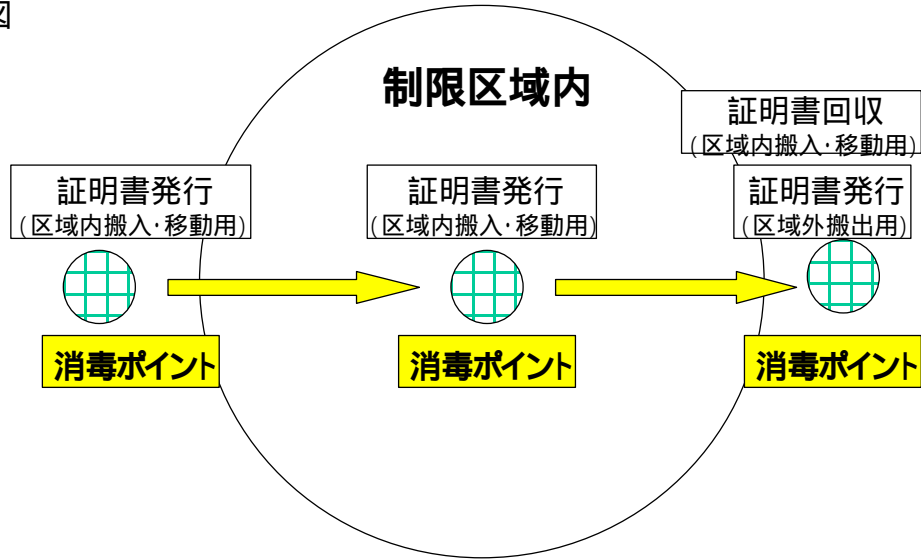
- ・ 消毒実施の記録し、 家保 (移動規制班長) へ報告する。

F A X :

消毒ポイント具体的手順・注意事項

(様式 29-3)

1. 作業の流れ図



2. 作業内容

(1) 作業時間

原則として0：00から24：00までとする。

雇用動員者については、休憩時間・昼食時間を適正に確保する。（休憩時間中の作業は、家畜防疫員又は県・市町等の職員が代行）

証明書の交付業務は、家畜防疫員が行う。

(2) 作業手順

準備

職員が集合後、所属・氏名を記録する。

通過予定表で当日の作業を確認する。

器材及びタンクに必要な消毒液を準備し、出入り口を開き、作業を開始する。

1 寒冷時には、タンクの水が凍結する可能性があるため、あらかじめ凍結防止用ヒーターを準備する。

2 消毒薬の希釈は、逆性石けん場合、500倍～1000倍希釈とする。（防疫員の指示による）

消毒・証明書交付

ポイントに来た消毒対象車両を作業位置に誘導し、停車させる。

運転者に確認事項を聞き取り、通過予定表と照合のうえ、記録表に記入する。

移動・搬出制限の除外規定に基づく家きん・物品の輸送車は、指示書を確認する。

車両全体に消毒薬を噴霧する。（タイヤ周りを重点的に噴霧）

消毒証明書を作成し、家畜防疫員の印鑑を押して、運転者に交付する。

車両を道路に誘導する。

片付け

出入り口を閉鎖する。

消毒台数を飼料輸送車・動物用医薬品販売業者・その他に区分して集計し、従事人員数とともに記録する。

当日の最終証明番号の次の番号を、翌日の記録表に記入する。

水・燃料を補充する。

屋外に常設されている器材はシートで覆い、その他の器材は持ち帰る。（保管庫がある場合は、器材を収納して施錠）

消毒用タンクの水の凍結防止措置を行う。

3. 注意事項

使用する消毒薬は、逆性石けんを用いる。

作業実施時間は原則として24時間とする。

作業者は3交代とし、1消毒ポイントあたり（家畜防疫員1（巡回）、その他2（常駐））で実施する。

看板を設置し消毒ポイントを明示する。また、当日の消毒作業終了後に看板を撤去し持ち去る。

消毒ポイントは防疫体制により変更する。

記録表については下記に記入例を示す。

N O .

消 毒 済 証				控				
車両の種類	1	バルク	2	トラック	3	乗用車	4	その他
積載物の内容	1	生きた家きん	2	家きん卵	3	飼料	4	排せつ物
	5	その他()						
ナンバープレート								
運転者所属氏名	会社				氏名			
	(電話)			
車両の通行方向	区域内		区域外・区域外		区域内			
(経路)	()		
次のとおり消毒を実施しました。								
消毒実施	月	日	時	分				
消毒実施場所	消毒ポイント No.							
消毒指示者	家畜防疫員				印			

なお、予め提出された運搬車両運行計画書(様式 27)で確認できるものは、記載不要

N O .

消 毒 済 証				通行者用				
車両の種類	1	バルク	2	トラック	3	乗用車	4	その他
積載物の内容	1	生きた家きん	2	家きん卵	3	飼料	4	排せつ物
	5	その他()						
ナンバープレート								
運転者所属氏名	会社				氏名			
	(電話)			
車両の通行方向	区域内		区域外・区域外		区域内			
(経路)	()		
次のとおり消毒を実施しました。								
消毒実施	月	日	時	分				
消毒実施場所	消毒ポイント No.							
消毒指示者	家畜防疫員				印			

高病原性鳥インフルエンザ防疫のための家きん飼養者及び住民への放送用原稿

第 号
年 月 日

各市町長あて

家畜保健衛生所長
高病原性鳥インフルエンザ現地対策本部長

高病原性鳥インフルエンザ防疫のための家きん等鳥類飼養者への広報
について(依頼)

このことについて、高病原性鳥インフルエンザ防疫のための放送用原稿を送付しますので、家きん飼養者等への広報をよろしくお願いします。

高病原性鳥インフルエンザについて

月 日、市、町において家畜伝染病の高病原性鳥インフルエンザが発生しました。この病気は、インフルエンザウイルス感染による家きん(鶏、あひる、ウズラ、七面鳥、きじ、だちょう、ほろほろ鳥)を含む鳥類の病気で、鶏、七面鳥などに高い死亡率を示す病気です。

この病気に罹った家きんは、家畜伝染病予防法により殺処分されます。

この防疫措置も、法律に基づいて行うことになっていきますので、家きんを飼っている皆様は、次のことを十分守って高病原性鳥インフルエンザを防ぐために協力をお願いします。

- 1 この病気は、家きんのほか、多くの鳥類がかかります。
- 2 鶏卵や鶏肉を食べることにより人に感染することは世界的にも報告はありません。
- 3 とさかの出血、顔の腫れ、足の出血などが見られますが、症状もなく突然死亡率が高くなることがあります。

日 時 分まで、町 地区の通行を制限しますので協力をお願いします。

- 4 発生地から10km以内の市、町・・・は、移動制限区域として家きん及びウイルスをひろげるおそれのあるすべての物品の移動が禁止されました。
- 5 搬出制限区域(移動制限区域以外で、発生時、移動制限を設定した区域)の市、町・・・では、生きた家きんについては、区域内での移動及び区域外から区域内への移動はできますが、食鳥処理の場合を除き、移動先で必ず21日間以上い留し、臨床症状を確認しなければなりません。

以上のことについて、不審な点や情報について詳しく知りたいときは、高病原性鳥インフルエンザ地域対策本部にお問い合わせ下さい。

電話番号は - です。

広 報 車 原 稿

(町で発生した場合の文例)

町内の皆さん、こんにちは、 地域高病原性鳥インフルエンザ対策本部の広報車です。 月 日、 市 町の において高病原性鳥インフルエンザが発生しました。

この病気は、インフルエンザウイルス感染による家きん(鶏、あひる、ウズラ、七面鳥、きじ、だちょう、ほろほろ鳥)を含む鳥類の病気で、鶏、七面鳥などに高い死亡率を示す病気です。

症状は、主に、とさかの出血、顔の腫れ、足の出血などが見られますが、症状もなく突然死亡率が高くなることがあります。

鶏卵や鶏肉を食べることにより人に感染することは世界的にも報告はありません。
家きんを飼われている方は、家きんの観察を十分に行い、鶏舎への部外者の出入りを避け、鶏舎の消毒を行い、家きんの移動はしないでください。

異常が見られたら、速やかに 家畜保健衛生所、役場、獣医師に連絡して下さい。

電話番号	家畜保健衛生所	-	
	町役場	-	です。

(移動制限区域) 下線部を次のように変更する。

家きんを飼われている方は、家きんの観察を十分に行い、鶏舎への部外者の出入りを避け、鶏舎の消毒を行って下さい。

なお、町内(区域内)では、家きん、死亡した家きん及び家きんの卵、飼養管理に必要な器材、飼料、排せつ物等の移動が禁止されました。

(搬出制限区域) 下線部を次のように変更する。

家きんを飼われている方は、家きんの観察を十分に行い、鶏舎への部外者の出入りを避け、鶏舎の消毒を行ってください

なお、生きた家きんについては、町内(区域内)での移動及び町外(区域外)から町内(区域内)への移動はできますが、食鳥処理の場合を除き、移動先で必ず21日間以上けい留し、臨床症状を確認しなければなりません。

鳥インフルエンザについて地域住民の皆様へ

年 月 日
愛媛県畜産課
家畜保健衛生所
町

本町において、昨日、高病原性鳥インフルエンザを疑う事例の発生がありました。地域住民の皆様には、鳥インフルエンザウイルスの人への感染の可能性や自宅で飼っている鳥が死んでしまった場合の対処方法などについて、正しい知識を身につけていただくようお願いいたします。

1. 鶏肉、卵の安全性について

鳥インフルエンザについては、これまで、鶏肉や鶏卵を食べることによって、人に感染したという事例の報告はありません。

鶏卵を「生」で食べることが健康を損なうおそれがあるとの報告はこれまでありませんが、不安な方は、加熱（WHOの食中毒防止のための加熱条件：中心部70℃、瞬間）することをおすすめします。

鶏肉は十分加熱して食べて下さい。未加熱又は加熱不十分なままで食べることは、食中毒予防の観点からおすすめできません。

2. 鳥インフルエンザウイルスの人への感染について

鳥インフルエンザは、この病気にかかった鶏と接触して、羽や粉末状になったフンを吸い込んだり、その鶏のフンや内臓に触れた手を介して鼻からウイルスが入るなど、人の体内に大量のウイルスが入ってしまった場合に、ごくまれにかかることがあることが知られています。

また、流行が始まった2003年以降、人への感染が確認された例は、インドネシアをはじめ世界 100カ国で 10例（月 日現在）ありますが、日本では、この病気に感染した鶏は徹底的に処分されておりますし、通常の生活で病気の鳥と接触したり、フンを吸い込むようなことはあまりないことから、鳥インフルエンザに感染する可能性はきわめて低いと考えられます。

なお、県健康増進課では、医療機関が鳥インフルエンザに感染した疑いのある患者を診察した場合には直ちに 保健所（089 - - ）に報告をしていただくよう体制を整備しています。鳥インフルエンザに感染したり感染が疑われる鳥と接触した後で、発熱などインフルエンザを疑う症状が出た場合には、医師にその旨を告げ

て受診して下さい。

3. 飼っている鳥、野鳥が死んでいるのを見つけた場合等について

(1) 鳥を飼っている方の留意点について

町内で鳥インフルエンザが発生したからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。

清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥が近くにこないようにし、鳥の排せつ物に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、心配する必要はありません。

飼育中の鳥を野山に放したり、処分するようなことはせず、冷静に対応していただきますようお願いいたします。

(2) 飼っている鳥が死んでしまった場合について

鳥は生き物ですから、人と同じようにいつかは死んでしまいます。そして、その原因も様々ですから、鳥が死んだからといって直ちに鳥インフルエンザを疑う必要はありません。鳥インフルエンザにかかった鶏は、次々に死んでいくということが特徴ですので、原因が分からないまま、鳥が次々に死んでしまうということがない限り、鳥インフルエンザを心配する必要はありません。

原因が分からないまま、鳥が連続して死んでしまったという場合には、その鳥に素手で触ったり、土に埋めたりせずに、なるべく早く、家畜保健衛生所(089 - -)にご相談下さい。

(3) 野鳥が死んでいるのを見つけた場合について

野鳥も飼われている鳥と同じように、様々な原因で死亡します。飼われている鳥と違って、エサが取れずに衰弱したり、環境の変化に耐えられずに死んでしまうこともあります。

また、野鳥は、鳥インフルエンザ以外にも様々な細菌や寄生虫を持っていたりします。野鳥が死んだ場合には、鳥インフルエンザだけでなく、こうした細菌や寄生虫が人の体に感染することを防止することが重要です。

野鳥が死んでいるのを見つけた場合には、細菌や寄生虫に感染しないよう、死亡した鳥を素手で触らずにビニール袋に入れてきちんと封をして廃棄物として処分することも可能です。このような場合に直ちに相談していただく必要はないと考えられますが、不安な場合には、家畜保健衛生所(電話同じ)にご連絡下さい。

万一、野鳥が密集して死んでいる場合には、毒物などを食べて死亡したことも疑われます。この場合には、事件の可能性もありますので、警察、家畜保健衛生所又は保健所にご連絡下さい。

移動制限区域の変更について

月 日、市 町での高病原性鳥インフルエンザ発生に伴い、設定された移動制限区域(発生農場を中心として半径10km内)が、発生状況検査の結果、発生状況等を勘案し、農林水産省動物衛生課と協議をした結果、次のとおり変更されます。

1 移動制限区域の変更内容

半径10kmから、半径5kmに変更

2 搬出制限区域の設定

半径5kmから半径10km区域は、移動制限区域から搬出制限区域となる。

3 搬出制限区域における制限内容

*既に、指示書により移動制限の例外を受けているものを除く

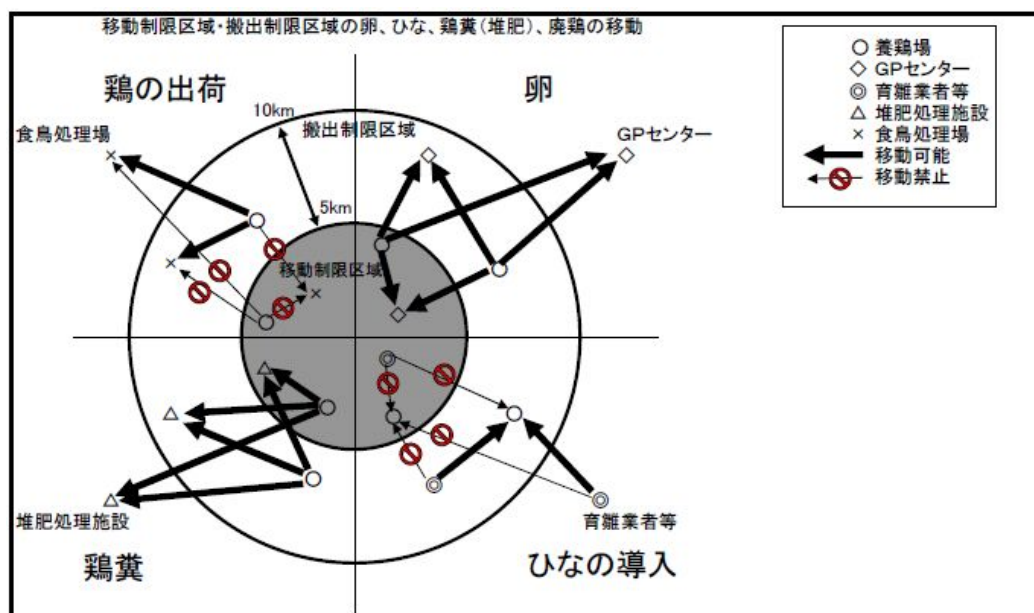
搬出制限区域外への移動禁止	家きん、死体並びに家きん卵、飼養管理に必要な器材、飼料、排泄物等の本病の病原体をひろげるおそれのある物品 * 搬出制限区域内でのこれらの移動は可能
生きた家きん(産鶏等)	搬出制限区域内であれば移動は可能 搬出制限区域外から、搬出制限区域内への移動は可能 但し、食鳥処理場の場合を除き、移動先で必ず21日間以上係留し、家きんの所有者が臨床症状を観察する
畜産関係車輛の消毒	これまで通り、消毒ポイントでの消毒を実施
ふ卵業務(種鶏場等)	搬出制限区域内からの種卵を用いる場合は可能 搬出制限区域外からの種卵を用いる場合は可能 これ以外は制限

4 搬出制限の例外

以下については、本病の発生状況、搬出・搬送・搬入時及び移動先における病原体の拡散防止措置状況を勘案し、衛生課と協議の上、各項目毎に例外を設けることができる。

家きん・家きん卵の移動	搬出制限区域外の食鳥処理場、GPセンター等への直接搬入
家きん卵・死体・排泄物	搬出制限区域外の保管、焼却、加熱処理又は発酵処理を目的とした施設への移動
加熱・発酵等の処理をした家きん卵・死体・排泄物	搬出制限区域外への移動

例外を受けたい方は、家畜保健衛生所までご相談ください。



連絡先： 家畜保健衛生所 TEL: - - FAX: - -

移動制限対象
農家の皆様へ

市で発生した高病原性鳥インフルエンザに伴う補償について

本年 月に 市で発生した高病原性鳥インフルエンザについて、発生農家から半径 10 km の移動制限内の養鶏農家の方々には、家畜伝染病予防法に基づき、鶏、鶏卵等の移動が制限されました。

鶏卵については、 月 日に移動制限の例外適用により出荷が可能となり、 月 日には移動制限範囲が 5 km に縮小されたところです。

については、鶏卵等の出荷が制限されたことによる損失の補償につきまして、ご説明及び損失額の算定のため、調査に伺うこととしておりますのでご協力をよろしくお願いいたします。なお、訪問の際、算定のために下記の書類について確認させていただき、必要に応じて複写いたしますのでご了承願います。

記

1 算定のため必要な書類等

(1) 鶏卵について移動制限期間中の損失補償をご請求される場合

移動制限前直近 7 日間の鶏卵出荷伝票など、価格、数量等の明記された書類
(場合によってはそれ以前の分も見せていただくこともあります。)

移動制限期間中に保管された鶏卵についての出荷伝票など、価格、数量等の明記された書類

特殊卵を扱っている場合は、飼料内容、飼養条件等の特殊卵とする理由の書類及び特殊卵についての上記の、

(2) 廃鶏出荷予定があり、出荷遅延に伴う損失補償をご請求される場合

平成 年度(発生の前年度)の廃鶏出荷計画と実績

今回出荷した廃鶏の取引伝票など、廃鶏価格と羽数等が確認できる書類

過去 1 年間の廃鶏の取引伝票など、 ”

飼料設計書など飼料給与量の確認できる書類

飼料購入伝票など飼料購入価格が確認できる書類

(3) 鶏、鶏卵を焼埋却した場合

焼埋却に係った経費の領収書

2 調査日程等

別途、 家畜保健衛生所からお知らせいたします。